



2024 協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑪

「54歳原則出向制度」および 「新しい人事・賃金制度の見直し」は認められない！ 基本協約締結に向けての団交開催

本部は、9月24日の第8回団体交渉終了後に、「54歳原則出向制度」および「新しい人事・賃金制度の見直し」の2点を除く条件で、基本協約を締結する旨の申し入れ（『申第7号』）を行いました。

会社は、窓口回答を行うことを通告しましたが、本部は「去年は団体交渉を開催した」と主張しました。会社から「今からなら団体交渉をできる」と回答したため、その場で団体交渉を行いました。

会社は「当社の基本協約は、労使関係を定めた債務的部分の他、労働条件その他労働者の待遇を包括的に定めた、規範的部分を含む総合労働協約を意味する。基本協約を締結するのであれば、会社が協約でお示しする労働条件部分に合意して頂く必要がある」と見解を示しました。

本部は、「全ての労働組合が同じ条件で協約を締結しなければならないという決まりはない。申し入れ通りにせよ」と主張しましたが、会社は「どの組合も同じ条件で締結してきた」などと頑なに拒否しました。

本部は、就業規則部分が締結できないなら労使関係部分の締結となること、会社が基本協約締結を拒否したことを確認し、持ち帰り検討としました。